

「千葉市街路樹のあり方(案)」に対する意見の概要と市の考え方

No.	章	段落	意見の概要	市の考え方
1	序章(策定の背景と目的)	総論	千葉市で初めて「街路樹のあり方」の方向性を定め、市民に向けて意見を求めようとしたことを歓迎し、大いに進めてほしいと考える。欲を言えば、もっと早くこのような試みを始めて欲しかったと思う。	街路樹がその機能を十分に発揮し、市民に親しみと誇りを持たれる存在となるよう指針に基づく事業の推進に努めてまいります。
2	序章(策定の背景と目的)	総論	欧米の公園では管理しやすいようシンプルに作られており、大きな樹木の下は一面の芝生のみで少人数での管理が可能。反面、日本の公園は四季を楽しむため色々な木々が雑多に植えられていて管理が困難。欧米の良い部分を取り入れ、美しい国際都市千葉を目指してほしい。	本指針は、街路樹に関する維持管理の方向性を示すものであることから、頂いたご意見は今後の管理の参考とさせていただきます。
3	序章(策定の背景と目的)	総論	課題の一つに、鳥の害についても記載した方がよい。	鳥の害については課題として認識しておりますが、個別に対応してまいります。
4	序章(策定の背景と目的)	総論	本案の対象が「市道」であることを書いておいた方が分かりやすい。市民にとっては市道か県道かの区別はあまりない。	注釈を追記いたします。
5	序章(策定の背景と目的)	総論	市民が街路樹に関心を持つような取組をすすめてほしい。たとえば、街路樹を見て歩き、気づいたことをマップに記入していくようなワークショップや、市民にお気に入りの街路樹の通りをあげてもらい「まちの街路樹ランキング」リストをつくるなど。	本指針においても既存の市民参加制度を資料編に掲載しております。ご提案については今後の制度構築の参考とさせていただきます。
6	序章(策定の背景と目的)	総論	歩道が狭くて街路樹を取り除いてしまうようなところでは、生け垣補助制度を創設してはどうか。	本指針は、街路樹の目指すべき方向性を示すものであることから、民有地内の緑化制度との連携については、具体的な取組みを進めるにあたっての検討事項とさせていただきます。
7	序章(策定の背景と目的)	総論	管理の実践部隊である事業者を希望入札で決める際に、資格を持っていること以上に、樹木の特性を生かした手入れの仕方を均一化するなど、技術的に揃ったものになるように取り組んでほしい。	今後の維持管理業務委託発注時の参考とさせていただきます。
8	序章(策定の背景と目的)	総論	JR千葉駅から千葉中央コミュニティセンターまで歩いたが、コミュニティセンターの周辺、モノレール下の街路樹は剪定しすぎであると思う。なぜ緑豊かな街を作ろうとしないのか。現場を見てほしい。	千葉中央コミュニティセンター前のケヤキは街路樹ではなく、敷地の植栽となっています。お申し出いただいた内容については担当部署に申し伝えます。
9	序章(策定の背景と目的)	総論	国道14号線は歩道が広いのに樹が一本も植えられていない。ヒートアイランドに対処するためにもケヤキやサクラなどの街路樹を植えてほしい。素敵な並木があれば千葉の印象もきっと良くなるはず。	国道14号は国、及び一部を千葉市が管理しております。千葉国道事務所にもご意見をお伝えいたします。新規の植栽については検討課題とさせていただきます。

10	序章(策定の背景と目的)	総論	この計画を遂行するための資金調達計画を明記した方がよい。通常の課内の予算では到底進まないと思う。特別枠の予算を取る計画も盛り込むべき。	必要な予算を確保できるよう努めてまいります。
11	序章(策定の背景と目的)	総論	予算の裏付けがなければここで提案されている事業の実現はむずかしいことから、十分な予算措置が行われることを望む。	指針に基づきながらモデル的に取組みを行い、更新時の課題や合意形成方法、作業の周知方法等を検討してまいります。限られた予算を効率的に活用していけるよう、トータルコストが最少となることに留意して、長期的な視点で計画してまいります。
12	序章(策定の背景と目的)	総論	街路樹は、建設局が設置し、都市局が管理をするという構造になっている。この責任の所在が明確でない縦割り構造が、街路樹の現状の要因の一つとなっているのではないかと。	街路樹は、道路施設を所管する建設局と植物管理のノウハウを有する都市局公園緑地部が連携し、お互いに情報共有しながら適切に維持管理を行っております。本指針についても建設局と都市局が連携して作成しており、今後の再生に向けた取組みについても両局が協力して実施してまいります。
13	序章(策定の背景と目的)	P1 1行目	街路樹の機能を説明する文章の中に「ヒートアイランド現象の緩和」を追記すべき。	序章と4ページの記述について統一いたします。
14	序章(策定の背景と目的)	P1 4行目	【文章、表現の提案】 しかし、本市の街路樹においては植栽から～ →しかし、本市の街路樹は植栽から～	ご指摘を踏まえ、表現修正を検討します。
15	序章(策定の背景と目的)	P1 5行目	【文章、表現の提案】 老木の倒木 →老朽化、腐食による倒木	「老齢化、腐朽の進行による倒木」という表現に修正いたします。
16	序章(策定の背景と目的)	P1 14行目	【文章、表現の提案】 街路樹に求められる機能を～ →街路樹に求められる様々な機能を～	ご指摘を踏まえ、表現修正を検討します。
17	序章(策定の背景と目的)	P1 15行目	【文章、表現の提案】 これからの街路樹行政の重点項目になったと言えます →今後ますます道路行政において重要となってきます	ご指摘を踏まえ、表現修正を検討します。

18	序章(策定の背景と目的)	P1 16行目	【文章、表現の提案】 本来、市民に親しまれるような良好な街並みを形成し、季節感の演出や地域の特色づくりにも資する街路樹が、逆に交通安全に支障をきたし、大量の落葉や根上がりなどによって歩行者の通行の妨げになるなど、市民生活に影響が生じているという実態から、これまでの取り組みを見直す時期に来ていると言えます。 →本来街路樹は、市民に親しまれる良好な街並みを形成し、季節感の演出や地域の特色づくりに資する都市装置である。しかし、交通安全に支障をきたし、大量の落葉や根上がりなどによって歩行者の安全な通行を妨げるなど、市民生活に影響が生じている。すでにそれなりの対応・対策は建設局・都市局の役割分担のもと行ってきたものの、その対応が迅速かつ将来を見据えたものかと言うと疑問がある。	ご指摘を踏まえ、表現修正を検討します。
19	序章(策定の背景と目的)	P1 20行目	【文章、表現の提案】 そこで、本市においても、街路樹がその機能を～ →そこで、街路樹がその機能を～	ご指摘を踏まえ、表現修正を検討します。
20	1(街路樹に関する主な課題)	P2 1.街路樹の位置づけと役割	「街路樹の位置づけと役割」とあるが、【役割】と【機能】のどちらが正しいか。	「機能」という言葉に統一いたします。
21	1(街路樹に関する主な課題)	P2 (1)都市の緑と街路樹4行目	「千葉市緑と水辺の基本計画」における、街路樹の取り扱い、位置づけなどを記載すべき。	取組みの一つとして「公共施設等緑化推進要綱」を記載しておりますので、当初の案のままとさせていただきます。
22	1(街路樹に関する主な課題)	P2 (1)都市の緑と街路樹6行目	「公共施設等緑化推進要綱」の制定年度を記載すべき。	公共施設等緑化推進要綱が施行された平成2年を追記いたします。
23	1(街路樹に関する主な課題)	P2 (1)都市の緑と街路樹6行目	【文章、表現の提案】 道路空間においても緑化を進めることとしています。 →道路空間において緑化を進めることとしています。	緑化の対象は道路空間だけでなくことから、当初の案のままさせていただきます。
24	1(街路樹に関する主な課題)	P3 (1)都市の緑と街路樹4行目	【文章、表現の提案】 良好な都市環境の形成に努めます。 →良好な都市環境の形成に努める <u>こと</u> としています。	ご指摘を踏まえ、表現修正を検討します。
25	1(街路樹に関する主な課題)	P3 (1)都市の緑と街路樹 図「道路の構造と街路樹」	【文章、表現の提案】 図面の出展を明記した方がよい。	図面は「道路構造令」や「千葉市道路の構造に関する技術的基準を定める条例」を元に、千葉市で新たに作成した図面となります。
26	1(街路樹に関する主な課題)	P3 (1)都市の緑と街路樹 図「道路の構造と街路樹」	P3 図「道路の構造と街路樹」道路建築限界内に枝の絵が描かれているが、建築限界内は枝も入ってはならないエリアである。誤解を招くので図には枝の入っていないものに修正すべきである。	ご指摘を踏まえ、表現修正を検討します。

27	1(街路樹に関する主な課題)	P3 (1)都市の緑と街路樹 図「道路の構造と街路樹」	業務委託の特記仕様書に「道路建築限界は幅と高さが規定されていること、この中には常に街路樹の枝を含めはいつてはならない」ことを明記していただきたい。	今後の剪定等業務委託発注時の参考とさせていただきます。
28	1(街路樹に関する主な課題)	P4 (2)街路樹の機能 表題	【文章、表現の提案】 街路樹の機能 →第1章の表題に合わせ、「役割」か「機能」のいずれかに表現を絞った方がよい。	「機能」という言葉に統一いたします。
29	1(街路樹に関する主な課題)	P4 (2)街路樹の機能 図	【文章、表現の提案】 図面の出展を明記した方がよい。	図面は「千葉市緑と水辺のまちづくりプラン」をはじめとした各種資料を元に、千葉市で作成した図となります。
30	1(街路樹に関する主な課題)	P4 (2)街路樹の機能 図	P7街路樹の機能に「緑陰の形成」とあるが、剪定をし過ぎる結果、夏場の緑陰が形成されていない。	街路樹に求められる機能は市街地中心部と住宅地、郊外などで異なるものと考えています。このため地域環境に応じた樹種選定と共に、緑陰の形成を含めた適正な街路樹管理に努めたいと考えています。
31	1(街路樹に関する主な課題)	P6 (1)予算規模	街路樹に関する問題点・改善点がよくわかり、その対策に大変共感した。だが、街路樹の総数が減っていくことは残念である。植栽可能な場所には樹種を選別し、未来につながる緑化を少しでも増やしてほしい。	街路樹が市民の皆さまに親しみと誇りを持たれる存在となり、私たち共有の大切な財産として未来に引き継いでいけるよう、指針に基づき、取組みを進めてまいります。
32	1(街路樹に関する主な課題)	P6 (1)予算規模	本数が変わらないのに維持管理費用が縮小しているということは、剪定の間隔、除草の方法等、適切な管理が出来ていないということではないか。計画段階から維持管理を含めた検討が行われるよう、設置する側である建設局と協議を行うべきである。	今後の街路樹の更新については、将来の維持管理を含めた検討を設置段階から行ってまいります。
33	1(街路樹に関する主な課題)	P6 (1)予算規模	【文章、表現の提案】 しかし、大径木化した街路樹の増加や老木の倒木、根上がりなど多くの課題が見られるようになってきていることから、今後の取組の方向性を検討する必要がある状況です。 →しかし、大きくなりすぎた街路樹の増加にともない、老朽化や腐食による倒木、根上がりなど多くの課題が随所に出てきており、歩行者の安全などに不安があることから、今後の取組の方向性を検討する必要があります。	言葉を統一する関係から、当初の案のままさせていただきます。
34	1(街路樹に関する主な課題)	P7 (2)維持管理の実施方法	【文章、表現の提案】 ※現在進行形ではないか？ 気候等の季節状況を考慮して作業を行います。 →気候等の季節状況を考慮して作業を行っています。	ご指摘を踏まえ、表現修正を検討します。
35	1(街路樹に関する主な課題)	P8 (1)安全性の確保に係る課題	【文章、表現の提案】 街路樹が道路照明や信号、標識等を遮蔽し安全性が損なわれています。 →街路樹が道路照明や信号、標識等の視認を妨げ、安全性が損なわれています。	ご指摘を踏まえ、表現修正を検討します。

36	1(街路樹に関する主な課題)	P8 (1)安全性の確保に係る課題	樹木の根上りについて。千葉駅東口大通りのケヤキは植え樹が崩れており、元PARCOビルの中央公園側の歩道もかわいそうな感じになっている。ポートアリーナの国道の歩道は凸凹で車いすやベビーカーはとても通行できない状態となっている。市の樹木ではないが、国に強く要望を出してほしい。	本指針では更新作業に合わせ、根上りなどにより破壊された植栽樹の改良を行う方針を示していますが、通行上危険であり、緊急性が高い場合は速やかに応急処置を行ってまいります。なお、ポートアリーナの国道の歩道の状況については所管する千葉国道事務所に要望をお伝えいたします。
37	1(街路樹に関する主な課題)	P8 (1)安全性の確保に係る課題	【文章、表現の提案】 ■老朽化した樹木の倒木、落枝による事故等 →■老朽化による倒木、落枝による事故等	「高齢化、腐朽の進行による倒木」という表現に修正いたします。
38	1(街路樹に関する主な課題)	P9 (2)道路空間に係る課題	狭い歩道に大径木を無理に植栽すると30年後悲惨な状況となるので樹種交換を検討してはいかがか。(例:西千葉・稲荷町線、高品地区ユリノキ) また、高木の植栽間隔が10m未満の路線では一本おきに間引きを行い、視野を確保すべき。同じく、高中木が混植されている路線は植栽後30年を経ると、歩道が暗く、視界を妨げ、防犯上・交通安全上問題となるので間引きを実施すべき。(例:緑区おゆみ野、千葉南警察署脇) 上記の意見が今後のあり方に反映されている。是非実施されたい。	各路線毎の事業計画を作成する際の参考とさせていただきます。
39	1(街路樹に関する主な課題)	P10 (2)道路空間に係る課題	【文章、表現の提案】 「成長」と「生長」、「生育」という表現が混在している。	ご指摘を踏まえ、表現修正を検討します。
40	1(街路樹に関する主な課題)	P11 (3)維持管理等に係る課題	美浜区、高洲、高浜、磯辺の街路樹が痛ましい悲惨な姿になっている。造園会社に切らせるだけ切らせて枝葉がない状態である。そのような状態ならば新規に植樹しないでほしい。	剪定等により樹形の悪化する樹種については環境圧に強い樹種への変更や土壌改良などの生育基盤の改善を行う方針を盛り込んでいます。また、適切な剪定ができるよう、各樹木の特性に応じた維持管理を進めてまいります。
41	1(街路樹に関する主な課題)	P11 (3)維持管理等に係る課題	【文章、表現の提案】 土壌条件や剪定の影響などにより、 →土壌条件や強剪定の影響などにより、	強剪定の影響によるものとは言い切れないケースもあるため、当初の案のままさせていただきます。
42	1(街路樹に関する主な課題)	P12 (3)維持管理等に係る課題	排水施設の詰まりはどのような状況であるか、道路冠水にどの程度影響があるのか。排水口だけでなく、内部の状況も確認して市民に状況を報告していただきたい。	降雨によって排水施設の詰まりが発生し、道路冠水の主要因となることがあります。対策として、剪定作業や清掃等の対応を図ることとしております。内部の詰まりについては清掃作業で対応しています。
43	2(街路樹のあり方)	P13 1.基本方針 適切な維持管理と樹種選定	「適切な維持管理作業」とあるが、具体的にいくつか記載すべき。	P19において、剪定の時期、頻度、強度を検討する等、具体的な内容を記載させていただいております。

44	2(街路樹のあり方)	P13 1..基本方針 安全性の確保	「安全・安心」という理由を掲げて大切な樹をどんどん伐採することのないようお願いしたい。緑を大切に考え、心豊かに暮らしていけるようお願いする。	市民に親しまれるような良好な街並みを形成し、季節感の演出等にも資する街路樹をこれまで守り育ててきましたが、高齢化や大径木化したことで市民の皆様の安全を確保することが困難な状況が発生してきました。交差点周辺や交通安全施設の支障木等は安全確保の点から伐採を計画していますが、各路線の道路空間に応じた更新や樹種変更など、都市の貴重な緑の保全のため、様々な手段をもって対応していく予定です。
45	2(街路樹のあり方)	P13 1..基本方針 安全性の確保	老木化した街路樹の個々の危険性については樹木医などの専門家の見解等を地域住民に知らせてほしい。その際、その樹木自体にお知らせの掲示物を取り付けてほしい。	指針に基づきながらモデル的に取組みを行い、更新時の課題や合意形成方法、作業の周知方法等を検討する予定です。個々の樹木の危険性に関する周知方法については検討事項といたします。
46	2(街路樹のあり方)	P13 1..基本方針 計画的な更新作業推進	間伐、伐採、撤去等の事業計画については市民に公表するようお願いしたい。更新計画についてはトータルコストが30年で最少となることだが、樹種により異なる場合も考えられるので一括して30年と区切らないでいただきたい。	路線ごとの再生に向けた取組みは、地域の住民の方との調整を図りながら進めることを考えております。また、樹木更新の期間については樹種や樹齢、周辺環境によって異なりますので、その現場の状況に応じた更新年度を算出したいと考えています。本指針の表現について修正いたします。
47	2(街路樹のあり方)	P13 1..基本方針 計画的な更新作業推進	「トータルコストが最少となる30年」の根拠を示してほしい。	千葉市の実態として30年から40年経過した街路樹において課題が発生していることや、学術論文等の知見に基づき記載しましたが、樹木更新の期間については樹種や樹齢、周辺環境によって異なりますので、実際はその現場の状況に応じた更新年度を算出したいと考えています。本指針の表現について修正いたします。
48	2(街路樹のあり方)	P13 1..基本方針 市民意見の反映	自治会に問い合わせるなど従来型の市民意見の聴取方法以外も考えてほしい。市民参加のワークショップや現地調査をイベント的に開催するなど検討してほしい。	指針に基づく再生に向けた取組みを実施する際に参考とさせていただきます。
49	2(街路樹のあり方)	P13 1..基本方針 市民意見の反映、維持管理の市民参加	何度か意見具申をしたが改善されないように思う。行政は市民参加を促すと共に、千葉大学園芸学部の知見も活用してほしい。現行の維持管理でよいのか専門家の意見を活用してほしい。	今後の街路樹の維持管理において、必要に応じて専門家の意見を伺ってまいります。
50	2(街路樹のあり方)	P13 1..基本方針 市民意見の反映、維持管理の市民参加	街路樹に関心を持つ市民を増やしていく方策はもっと膨らませる必要がある。ちばレポやちばし道路サポート制度等だけでは今後の対策が充実するとは思えない。市民が街路樹に親しむ企画、関心を持って維持管理に参加できるような施策を市民参加で考えていくべき。	様々な市民参加手法により街路樹に関する関心を高めたいと考えておりますので、今後の参考とさせていただきます。
51	2(街路樹のあり方)	P13 1..基本方針 維持管理の市民参加	ちばレポ、ちばし道路サポート制度等については資料編の部分に制度内容の説明を掲載する方がよい。	資料編に追記いたします。

52	2(街路樹のあり方)	P13 1.基本方針 維持管理の市民参加	「ちばし道路サポート制度」などの具体的な内容について市広報などで広く知らせてほしい。街路樹の根元のスペースを活用し、草花・小花木をできる限り増やしてほしい。	道路内の植栽樹への花壇利用などへの市民参加を支援する「ちばし道路サポート制度」等については、一層の周知に努めてまいります。
53	2(街路樹のあり方)	P13 1.基本方針維持管理の市民参加	サツキなどの低木の管理には近辺の自治会に参加を募ってはどうか。樹木の好きな高齢者はたくさんいると思う。	地域の発意として街路樹の維持管理にご協力頂ける場合は、「ちばし道路サポート制度」を活用いただけるよう周知してまいります。
54	2(街路樹のあり方)	P14 2.今後の取組み 方策 安全性の確保	街路樹が邪魔をしており、事業所の利用に制限がかかっている。また、銀杏の季節は臭いと掃除に悩まされているため、樹木ではなく、花壇のような形にしてもらえるとありがたい。	車両の出入りの支障となっている場合には剪定や間伐により見通しを確保すること、また、落果・落葉による清掃が負担となっている場合には再整備の際に樹種を変更するなどの方針を盛り込んでいます。
55	2(街路樹のあり方)	P14 2.今後の取組み 方策 安全性の確保	安全性の確保のため、やむを得ず樹木を撤去する場合は、撤去する理由を明記した説明文を当該樹木に一定期間掲示し、通行する住民の理解を得るようにしてほしい。	指針に基づく再生に向けた取組みを実施する際に参考とさせていただきます。
56	2(街路樹のあり方)	P14 2.今後の取組み 方策 凶 交差点 周辺の考え方	交差点10m内の街路樹の扱いについて。猛暑の夏、交差点では小さい木陰に身を寄せている。交通安全もよくわかるが、剪定や歩道側に植栽するなどの対策はないか。今ある交差点の街路樹がすべて撤去されるのはあまりにも残念だ。	環境保全機能として緑陰の形成も大事な要素の1つと考えていますが、交差点周辺10m以内の高木は、自動車運転者等の見通しを確保し、歩行者の安全を守るため、撤去する方針としています。
57	2(街路樹のあり方)	P15 2.今後の取組み 方策 植栽樹の改良 等植栽環境の改善	防根シートや根系伸長土壌改良材という言葉は専門的すぎるので、注釈を付けてほしい。	注釈を追記いたします。
58	2(街路樹のあり方)	P16 (2)道路空間への 適合 空間規模 に配慮した樹種 構成、維持管理	2車線なら樹高は7m、4車線なら樹高は9mという根拠が不明確なのでもう少し詳しい説明が必要と感じる。	「道路緑化技術基準・同解説(公益社団法人 日本道路協会)」を参照した数値を根拠としていますので、出典元を明記させていただきます。
59	2(街路樹のあり方)	P16 (2)道路空間への 適合 2行目	【文章、表現の提案】 樹種変更や剪定等管理を行います。 →樹種変更や剪定等を行います。	ご指摘を踏まえ、表現修正を検討します。
60	2(街路樹のあり方)	P17 (2)道路空間への 適合 歩道有効 幅員に配慮した 配植	歩道は大変狭いのに枯れたような木が植えてあり美観は感じられない。自転車が対向するとき危ない。	歩行者が安全かつ円滑に通行できるよう有効幅員が1.5m未満の場合は、基本的に街路樹を撤去したいと考えております。
61	2(街路樹のあり方)	P17 (2)道路空間への 適合 歩道有効 幅員に配慮した 配植	歩道有効幅員が1.5m未満の場合、街路樹を撤去するとのことだが、もしその路線が通学路に指定されていた場合は、子どもたちのために緑陰を確保することも考えて結論を出してほしい。	

62	2(街路樹のあり方)	P18 (2)道路空間への適合 植栽配置の適正化	植栽配置の適正化の際や重点スペースには、高木よりも中低木を増やして美観などの向上を図っていただきたい。中低木には四季を彩る花木やきれいな実のなる木、香りがよい木を選んでほしい。	路線ごとの再生に向けた取組みを行う際の参考とさせていただきます。
63	2(街路樹のあり方)	P18 (2)道路空間への適合 植栽配置の適正化	「植栽配置の適正化」についてはほとんどの場合は間伐であり、一刻も早く市民からの意見を聞いて情報を集めて優先順位を決めて進めてほしい。優先順位での取組みになることを十分に説明して、各町内自治会に周辺の街路樹についての意見を聞くべきであると思う。	指針に基づきながらモデル的に取組みを行い、更新時の課題や合意形成方法、作業の周知方法等を検討する予定です。
64	2(街路樹のあり方)	P18 (2)道路空間への適合 植栽配置の適正化	隣接する緑地が民地の場合は、開発等で急に緑地ではなくなる場合も考えられるので、街路樹を撤去する場合は慎重に対応してほしい。	街路樹の伐採や更新を図る際は、周辺環境との調和を考慮します。
65	2(街路樹のあり方)	P19 (3)適切な維持管理と樹種選定	樹木の更新には何年もかかると思うが、その間、葉の散布など農薬の使用はできるだけ避けるようにしてほしい。農薬使用に関する指針があるならば、必要以上に使うことのないような基本的な考え方を盛り込むべき。	「公園・街路樹等病害虫・雑草管理マニュアル(環境省)」に基づき、農薬は、最低限の使用を原則としています。
66	2(街路樹のあり方)	P19 (3)適切な維持管理と樹種選定 花木の開花促進	コブシの花がほとんどつかない街路樹がある。毎年の剪定を見ているが、切りすぎではないか。花をつけない原因であると思われる。	状況を調査した上で、コブシの開花促進が達成できるよう、花芽を生かすための剪定方法について検討していきたいと考えております。
67	2(街路樹のあり方)	P19 (3)適切な維持管理と樹種選定 花木の開花促進	コブシは「冬季」に軽剪定、ハクモクレンは「落花後」に軽剪定とあるが、なぜ異なるのか。	従来、限られた予算の中で経験則を踏まえた方法によって管理を行いましたが、本指針の策定にあたり、改めて望ましい維持管理方法について再度資料調査を行い、見直すことといたしました。
68	2(街路樹のあり方)	P19 (3)適切な維持管理と樹種選定 結実の防止	雄株を植栽したはずが、結果的に雌株が植栽されているのが現状であるが、結実の防止をどのようにして実現するのか。	樹木更新の際には雄木への植替えや樹種の変更等を検討しています。更新までは道路の汚損や臭気等の低減に努めます。本指針の表現について修正いたします。
69	2(街路樹のあり方)	P19 (3)適切な維持管理と樹種選定 結実の防止	結実により住民が季節を感じられるという利点もあるので、ヤマモモやイチヨウの実がなる木を撤去した場合は、近隣の公園等で同種の結実が見られるようにできれば配慮してほしい。	路線ごとの再生に向けた取組みを行う際の参考とさせていただきます。
70	2(街路樹のあり方)	P20 (3)適切な維持管理と樹種選定 排水施設の落葉対策	街路樹から発生する枝葉により、日々の清掃や側溝清掃の負担が大きい。	落葉等が排水溝に詰まり、道路の冠水を引き起こすケースも見られることから、問題のある路線においては、街路樹の間伐や剪定作業等により落ち葉の量を減らす方針としています。

71	2(街路樹のあり方)	P20 (4)樹種選定の考え方	樹種選定の基準・留意事項について。2)の「陰影」は「緑陰」の方がわかりやすい。5)の「効率化などを図に」は「効率化などに」ではないか。	ご指摘を踏まえ、修正させていただきます。
72	2(街路樹のあり方)	P20 (4)樹種選定の考え方	5)景観の連続性の創出、維持管理作業の効率化などを図に資するもの。 →最後の「図に資するもの」は間違いではないか。	
73	2(街路樹のあり方)	P20 (4)樹種選定の考え方	・「郷土種」を主体とする考え方について →「郷土種」により特徴を打ち出すのはよいと思うが、「主体」には疑問がある。	樹木として健全な生育が期待できる樹種として、気候風土に適した郷土種を主に使用していくという考え方をお示しております。
74	2(街路樹のあり方)	P20 (4)樹種選定の考え方	今後の街路樹整備では、ケヤキ、クスノキ、ユリノキなど大径木になる樹木は、十分な道路空間が備わった地区にのみ新植するよう計画段階で検討されたい。	「道路緑化技術基準・同解説(公益財団法人 日本道路協会)」を参考とし、道路幅員等の環境に合わせた樹種を選定してまいります。
75	2(街路樹のあり方)	P21 樹種別適正	出展を明記すべき。○、△、×の凡例について解説があるとよい。	表は「道路植栽の設計・施工・維持管理-安全な街路樹・危険な街路樹-」や各種文献を元に千葉市で作成したものととなります。また、凡例を加えさせていただきます。 【凡例案】 ○…適、△…やや不適、×…不適
76	3(街路樹再生に向けて)	P22 全体の更新作業	「トータルコストが最少となる30年毎の更新」については一律に考えず、樹種ごとにきめ細かな、適切な対応をしてもらいたい。	千葉市の実態として30年から40年経過した街路樹において課題が発生していることや、学術論文等の知見に基づき記載しましたが、樹木更新の期間については樹種や樹齢、周辺環境によって異なりますので、実際はその現場の状況に応じた更新年度を算出したいと考えています。本指針の表現について修正いたします。
77	3(街路樹再生に向けて)	P23 維持管理の中で取り組む事業	「樹高7m(2車線)、樹高9m(4車線)の基準」の根拠は。	「道路緑化技術基準・同解説(公益社団法人 日本道路協会)」を参照した数値を根拠としております。
78	3(街路樹再生に向けて)	P23 図 除伐・伐採の手順	「街路樹の診断および評価」については、樹木医を活用して普段から定期的に樹木の健康状態をチェックする仕組みを作してほしい。	職員による樹木調査は定期的に行っておりますが、樹木医を活用したチェックについては今後の維持管理の参考とさせていただきます。
79	資料編	P26 千葉市の街路樹一覧	カエデ科はムクロジ科になったのではないか。	新しい分類体系であるAPG体系が発表されていますが、混乱を防ぐため科名表記は削除させていただきます。
80	資料編	P28 (1)道路緑化技術基準	「道路緑化技術基準」の制定年度を記載すべき。	「平成27年3月 国土交通省都市局長・道路局長通達」を追記いたします。